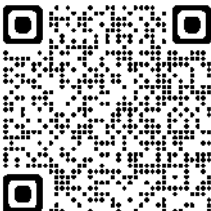


令和 8 年度 第 1 回 静岡市感染症対策協議会
(令和 8 年 7 月 9 日 (木) 19:15~20:45)

(3) 静岡市感染症予防計画における令和 8 年度の事業計画 (主な取組)

（３）静岡市感染症予防計画における令和８年度の事業計画（主な取組）

情報収集・分析・発信

取組内容	令和8年度の主な取組予定（R8.6.1時点）						
➤ 情報収集 - 感染症発生動向調査による一元的かつ迅速な情報収集 - 社会福祉施設等からの集団感染発生報告等による状況把握 ➤ 情報発信 - 市ホームページ、動画、報道機関等による情報発信 今週の感染症予報  ➤ 積極的疫学調査 - 検体検査 - 患者調査 - 施設調査	1. 感染症発生動向調査（随時実施） (1) 定点把握対象感染症 ①患者定点 <table><tr><td>小児科：11 医療機関</td><td>眼科：5 医療機関</td><td>急性呼吸器感染症：18 医療機関</td></tr><tr><td>性感染症：6 医療機関</td><td>基幹：2 医療機関</td><td>(インフルエンザ/COVID-19定点から変更)</td></tr></table> ②病原体定点：4 医療機関 ※急性呼吸器感染症定点（令和7年4月7日から） 【目的】・流行しやすい急性呼吸器感染症の流行の動向を把握 ・未知の呼吸器感染症が発生し増加し始めた場合に迅速に探知 2. 感染症発生動向調査による情報の公表 (1) 市ホームページへの掲載（週1回） (2) 動画：今週の感染症予報（週1回） (3) 報道提供（随時） (4) LINE等でのプッシュ型の情報提供（重要情報発信時） (5) 各社会福祉施設への直接送信等を開始、活用状況の調査を実施し、ニーズに合致した情報発信へ改善 3. 動画（今週の感染症予報）の認知度向上 (1) 二次元コード付きステッカーの配布、施設への掲示依頼 (2) その他効果的な周知方法を検討 4. 感染症による年末年始医療ひっ迫軽減に向けた広報 (1) 昨年のひっ迫状況、予防接種、感染対策、医療の適正利用等の動画の作成 (2) プッシュ型SNSや対象者層にリーチする広報手段での呼びかけ 5. 積極的疫学調査（随時実施）	小児科：11 医療機関	眼科：5 医療機関	急性呼吸器感染症：18 医療機関	性感染症：6 医療機関	基幹：2 医療機関	(インフルエンザ/COVID-19定点から変更)
小児科：11 医療機関	眼科：5 医療機関	急性呼吸器感染症：18 医療機関					
性感染症：6 医療機関	基幹：2 医療機関	(インフルエンザ/COVID-19定点から変更)					



▲ 配布ステッカー

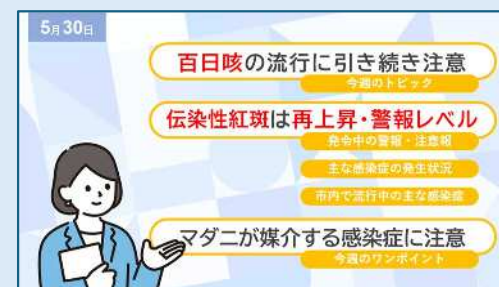


▲ 動画「今週の感染症予報」

11



▲ 配布ステッカー



▲ 動画「今週の感染症予報」

(3) 静岡市感染症予防計画における令和8年度の事業計画（主な取組）

市保健所等の体制整備・人材育成

取組内容

- **市体制整備**
 - ・新興感染症の流行初期における保健所の人員確保
 - ・IHEAT要員の確保
 - ・感染症の検査能力・検査機器の確保
- **人材育成**
 - ・感染症対応に関する保健所職員への研修の実施
 - ・国や県主催の専門的な研修・訓練への参加
 - ・県等と連携したIHEAT研修の実施

令和8年度の主な取組予定（R8.6.1時点）

市保健所の体制やIHEAT要員による保健所支援体制を整備するとともに、保健所職員等の感染症対応力の向上を図る。

1 研修の企画実施

	研修名	対 象	目 的	内 容	時期
1	感染症対策研修	保健所職員等54人	感染症流行初期時に迅速に有事の体制に切り替えられるように、業務体制や各業務の流れ等を理解する	市感染症予防計画、市健康危機対処計画（保健所感染症編）に基づく業務体制及び業務概要について	10月頃
2	感染症対策の基礎研修（e-ラーニング）	市全職員	感染症対策に関する基礎知識を学び、日頃から感染予防に努めるとともに、感染症発生時に適切な対応がとれる	・市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について ・感染予防対策等	11/4～12/3
3	実践型訓練	保健所職員、市環境保健研究所職員、消防局職員	感染予防対策を講じて安全に患者搬送、検体搬送を行う手順を確認する	①エボラ疑出血熱を想定した患者搬送・検体搬送訓練【新規】（県と県警・病院と合同） ②防護服着脱・患者搬送訓練（消防局と合同） ③検体搬送、受け渡し訓練（環境保健研究所と合同） ④BS*研修、BSL3室内事故対応訓練	6～12月
4	専門職向け研修	IHEAT要員（市内登録者）・市保健師等	感染症による健康危機発生時に応援対応を担う職員が、それぞれの役割を理解し、平時からの備えや積極的疫学調査の考え方について学ぶ	・次の感染症危機への備え（外部講師） ・積極的疫学調査の流れ ※IHEAT要員向け研修は、県との共催実施も検討する。	R9.1月頃

2 関係機関との合同カンファレンス（年4回以上、1回は新興感染症等を想定した訓練実施）

3 その他感染症対策研修への参加

- ・希少感染症診断技術研修会、感染症危機管理研修会、動物由来感染症研修、感染症及び食中毒処理合同研修会等

4 その他の取組

- ・IHEAT要員の登録者を維持するために周知を行う。（募集チラシにQ&Aを追加、市ホームページ掲載内容の充実等）
- ・感染症流行初期に対応すべき業務を想定した研修をもとに、業務別対応マニュアル等を作成する。

*注）BS パイオセーフティ

（３）静岡市感染症予防計画における令和８年度の事業計画（主な取組）

予防接種施策の推進

取組内容	令和８年度の主な取組予定（R8.6.1時点）															
➤ 予防接種業務の推進 ・ 予防接種の推進に係る関係機関等との連携・協力 ・ ワクチン接種の有効性・安全性、ワクチンに関する正しい知識の普及に向けた情報発信 ➤ ワクチン等の有効性等に関するモニタリングの実施 ・ 九州大学と連携した予防接種施策の推進	１．HPVワクチンの接種勧奨 ・ 市立・私立の小・中・高等学校等の接種対象者（小６～高１相当）及び保護者に対し、学校を通じて子宮頸がんによる健康被害状況、ワクチンの安全性・有効性の正しい理解を得るために案内チラシを配布する。 ・ 市広報紙、動画、市公式ウェブサイトでHPVワクチン接種に関する周知する。 ・ 【新規・変更】 小６に対して国のリーフレットを個別郵送する。 また、中２と高１に対して個別の勧奨はがきを送付する。 ２．新型コロナウイルスワクチン接種の実施 ・ R8.10月から定期接種を実施する。 ・ 市公式ウェブサイト、チラシ（市公共施設に配架）、組回覧等により周知する。 ３．帯状疱疹ワクチン（定期接種・助成制度）の実施 ・ 令和８年度も前年度と同様に助成制度と定期接種を実施する。 ・ 動画、市公式ウェブサイト、チラシ（配架）、組回覧等により帯状疱疹に関する情報を周知する。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>定期接種</th><th>助成制度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td><td>65歳から5歳刻みで100歳までの市民</td><td>50歳以上の市民</td></tr> <tr> <td>対象外</td><td>過去の定期接種対象者 ワクチン接種完了者</td><td>定期接種対象者 過去の定期接種対象者 ワクチン接種完了者</td></tr> <tr> <td>支援内容</td><td>被接種者の費用負担 不活化：8,240円/回、生ワクチン：5,040円/回</td><td>上限10,000円/回の助成</td></tr> <tr> <td>対象ワクチン</td><td>不活化ワクチン又は生ワクチン</td><td>不活化ワクチン</td></tr> </tbody> </table>		定期接種	助成制度	対象者	65歳から5歳刻みで100歳までの市民	50歳以上の市民	対象外	過去の定期接種対象者 ワクチン接種完了者	定期接種対象者 過去の定期接種対象者 ワクチン接種完了者	支援内容	被接種者の費用負担 不活化：8,240円/回、生ワクチン：5,040円/回	上限10,000円/回の助成	対象ワクチン	不活化ワクチン又は生ワクチン	不活化ワクチン
	定期接種	助成制度														
対象者	65歳から5歳刻みで100歳までの市民	50歳以上の市民														
対象外	過去の定期接種対象者 ワクチン接種完了者	定期接種対象者 過去の定期接種対象者 ワクチン接種完了者														
支援内容	被接種者の費用負担 不活化：8,240円/回、生ワクチン：5,040円/回	上限10,000円/回の助成														
対象ワクチン	不活化ワクチン又は生ワクチン	不活化ワクチン														

令和8年度の予防接種事業（新規・変更点）

- 1 【新規】RSウイルス母子免疫ワクチンのA類定期接種化（4月1日～）
 - ▶対象者は、妊娠28週0日から36週6日までの妊婦（妊娠ごとに1回接種可能）
 - ▶接種券は発行せず、直接医療機関での接種（自己負担なし）。
 - ▶対象市民に向けた周知状況
 - ・産科と産婦人科を標榜する医療機関に対して令和7年12月下旬からの周知ポスター掲出を依頼。
 - ・令和8年1月以降に母子健康手帳を発行する妊婦に「制度案内チラシ」を配布。
 - ・市ホームページにて情報発信し、広報紙「静岡気分」3月号に掲載。
- 2 【変更】HPVワクチンが9価ワクチンに統一（4月1日～）、キャッチアップ経過措置終了（3月31日）
 - ▶これまで2価、4価、9価と混在していた定期接種対象ワクチンが、9価のみになり、2価、4価ワクチンは定期接種対象外。既に「2価・4価」を接種済の方が4月1日以降に「9価」を接種する場合の対応は、現行と変更ない。
 - ▶キャッチアップ世代の経過措置は3月末をもって終了。
- 3 【変更】高齢者肺炎球菌ワクチン種類の変更（4月1日～）
 - ▶定期接種で使用するワクチンが現行のPPSV23からPCV20に変更となり、PPSV23は4月1日以降、定期接種対象外。
- 4 【変更】高齢者インフルエンザワクチン種類の追加（10月1日～）
 - ▶これまでの標準量インフルエンザワクチンに加え、75歳以上を対象に高用量インフルエンザワクチンが追加され、75歳以上の被接種者はいずれかのワクチンを選択可能となる。

（３）静岡市感染症予防計画における令和８年度の事業計画（主な取組）

特に総合的に予防対策を推進すべき感染症対策＜結核対策＞

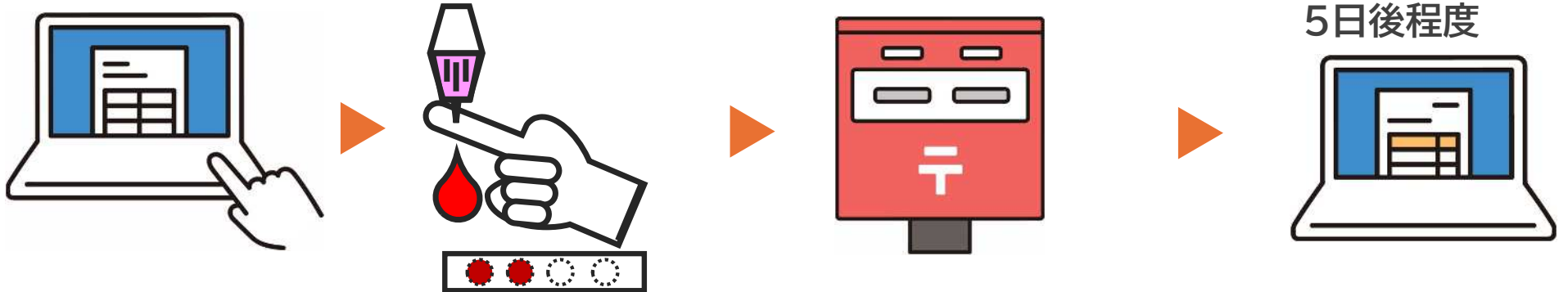
取組内容	令和８年度の主な取組予定（R8.6.1時点）
➤ 結核予防の推進及びまん延防止 ・ 住民検診、DOTS支援等による結核のまん延防止及び早期発見 ➤ 多剤耐性結核への対策 ・ 多剤耐性結核患者確認時の県及び医療機関との情報共有	1. DOTS（※直接服薬確認療法）による服薬支援の実施 ・ 結核患者の服薬支援を行うことで結核治療の完遂を図ると共に、結核のまん延防止及び多剤耐性結核の発生を防止する。 ・ 結核患者の生活状況や背景等に応じた個別患者支援計画を適宜策定し、<u>医療機関、高齢者施設、学校等と連携しながら服薬支援を継続していく。</u> ※患者の確実な治療完遂のため、患者の治療中断リスク・背景・環境等を考慮し、患者と相談の上、本人にとって最も適切かつ確実な服薬確認の頻度と方法を採用し計画を策定している。個別患者支援計画に基づいて服薬支援を訪問や電話等で月１回以上行っている。 2. 結核患者接触者健康診断の実施 ・ 感染性のある結核患者との接触による結核感染を早期発見し、医療につなげることで結核のまん延防止を図る。 ・ すべての結核患者接触者健康診断対象者が受診できるよう、<u>積極的な個別勧奨を継続していく。</u> 3. 結核定期健康診断等の実施 （１）市内学校・事業者等に対する実施依頼等 - R8.夏頃に結核定期健康診断等（静岡市結核・肺がん検診分を除く）の実施依頼を行い、冬頃に未実施機関へ受診勧奨を行う。 （２）胸部レントゲン検診（結核・肺がん検診）の実施（健康づくり推進課） - 市内に住む40歳以上の検診を受ける機会のない方を対象に、巡回車（約450会場、500回程度）と13の医療機関による胸部レントゲン検査を実施する。（うち、法定対象約217,500人） 4. 結核の普及啓発 （１）<u>若年層の外国出生者が多く在籍する日本語学校等の教職員へ、結核に関する普及啓発を行う（健康診断や有症状時受診による早期発見の必要性を伝える）。また、結核を含む感染症予防のDVDを配布し、在籍する生徒への情報提供に活用してもらうよう働きかける。（３校以上）</u> （２）高齢者へ向けた対応【新規】 <u>地域活動で高齢者と接する機会のある保健師に結核の発生動向や課題を共有し、S型デイサービス等での健康教育を通じて高齢者や地域役員等へ結核に関する正しい知識と、定期的な健康診断受診の重要性を普及啓発する。</u> （３）市民全体に向けた包括的な取り組み ・ 静岡市ホームページに結核の知識や接触者健診に関する掲載内容の充実 ・ 広報誌等による結核予防に関する普及啓発活動

（３）静岡市感染症予防計画における令和８年度の事業計画（主な取組）

特に総合的に予防対策を推進すべき感染症対策＜HIV/エイズ対策＞

取組内容	令和８年度の主な取組予定（R8.6.1時点）								
➤ 早期発見と相談・指導体制の充実 - 無料、匿名検査の実施による早期発見及び早期治療 - 相談対応職員の資質向上 ➤ 正しい知識の普及啓発 - 偏見や差別のない社会づくり	1. エイズ・性感染症検査・相談の実施 (1) 定例検査：毎月１回・無料・匿名 ※受検しやすくするため、予約制を廃止（R7.4月～） (2) 【新規】郵送検査：6/5～開始 先着30キット..受検者アンケートでニーズを調査し来年度の実施を検討する (3) 【新規】SHIZUOKA AIDS WEEK： 世界エイズデーに合わせて即日検査、夜間即日検査を追加して、下記の日程で毎日HIV検査を実施 <table><tr><td>12月１日（火）</td><td>12月2日（水）</td><td>12月3日（木）</td><td>12月4日（金）</td></tr><tr><td>夜間即日検査</td><td>定例検査</td><td>夜間即日検査</td><td>日中即日検査</td></tr></table> ⇒HIV検査の認知度アップ、受検者数の増加、HIV検査を通してHIV・エイズに関する知識の普及啓発を目指す (4) 随時相談：電話等による相談対応実施 (5) エイズ等検査・相談の周知の強化 - エイズ検査普及週間や世界エイズデーにあわせて、保健所敷地内ののぼり旗掲揚、保健所公用車へのマグネット貼付により、検査・相談の周知を行う。（R8.6月,12月） - 広報手法の見直しや情報発信の頻度を高めることで、発信機会の拡充を図る。 2. 外部機関実施の研修会への参加 - 感染症対策新任担当者研修会（R8.5月） - 指導者のための避妊と性感染症予防（SRH）セミナー（R8.7月） 3. 正しい知識の普及啓発 (1) 青少年へのエイズ・性感染症予防講座の実施（依頼に応じ実施） - 静岡少年鑑別所：原則毎月1回 - 市政出前講座：依頼に応じ日程調整等を行い実施 ※プレコンを盛り込んだ内容に変更。市広報紙へ掲載の他学校養護教諭へ講座の周知を行う。（R 8.8月） (2) 世界エイズデー（12月1日）にあわせたH I V・エイズに関する普及啓発 - 大学や街頭でH I V・エイズに関するチラシ等を配布 - 市内小中高等学校（120校予定）に世界エイズデーポスター掲示 (3) 【新規】医療関係者への意識調査 アンケートの実施とともにH I V・エイズに関する知識の普及啓発を行う 「SHIZUOKA AIDS WEEK」の一環として実施	12月１日（火）	12月2日（水）	12月3日（木）	12月4日（金）	夜間即日検査	定例検査	夜間即日検査	日中即日検査
12月１日（火）	12月2日（水）	12月3日（木）	12月4日（金）						
夜間即日検査	定例検査	夜間即日検査	日中即日検査						
	16								

HIV・梅毒郵送検査とは



Webから申込

自宅で検体採取

ポストに投函

Webで結果確認

申し込みから結果確認まで
病院や保健所に行かずに完結！

<メリット>

- ・検査に行く時間のない人が受けやすい
- ・対面での検査に抵抗がある人が受けやすい
- ・交通面で保健所に来所することが難しい人が受けやすい

<デメリット>

- ・プレスクリーニング検査のため、郵送検査だけで確定はできない
- ・採血量不足で検査できない場合がある
- ・直接会って保健指導を行う機会をつくれない
- ・陽性者の精神的な支援がしづらい

（３）静岡市感染症予防計画における令和８年度の事業計画（主な取組）

特に総合的に予防対策を推進すべき感染症対策＜麻しん・風しん対策＞

取組内容	令和８年度の主な取組予定（ R8.6.1時点 ）
➤ 予防の推進 ・ 教育関係部局と連携した積極的な予防接種の推進 ・ 妊娠希望女性等への風しん抗体検査及び予防接種の実施 ➤ 患者発生時の感染拡大防止 ・ 積極的疫学調査及び市民や医療機関と連携した感染拡大防止	1. 予防の推進 (1) 麻しん・風しん予防の推進 ①乳幼児や妊娠希望女性等への予防接種を推進することで、麻しん・風しんの発生及びまん延防止を図る ②個別勧奨通知による接種勧奨の実施（１期：出生後、２期：小学校就学前） ③市内保育施設での接種勧奨ポスターの掲出（２期：小学校就学前） (2) 風しん抗体検査の実施と追加の定期予防接種 ①妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性のパートナー又は妊婦の同居家族に対して、風しんの抗体検査を実施する。さらに、抗体検査の結果、抗体価が低いものに対し、無料の予防接種を実施する。 ②風しん抗体検査と予防接種を周知する啓発チラシの作成と配布。 ・ 各区役所戸籍住民課・支所窓口で、婚姻届けを提出する市民へ配布 ・ 各区健康支援課窓口及び各保健福祉センターで、母子手帳を受け取りに来る方への配布 ・ 広報しずおか（８月号）に掲載 2. 患者発生時の感染拡大防止 (1) 疑い患者発生時の対応：医療機関と連携し、積極的疫学調査として検体検査等を実施（市内医療機関に向けて、相談窓口、検体検査のながれ等を改めて周知） (2) 患者発生時の対応：積極的疫学調査、市民への注意喚起、医療機関への情報提供を実施（市ホームページにより、麻しん・風しんの症状、感染力、感染拡大防止策等の情報発信を継続）

（３）静岡市感染症予防計画における令和８年度の事業計画（主な取組）

新型インフルエンザ等対策行動計画の推進

令和８年度の主な取組予定（R8.6.1時点）

１．改定に伴う公表等

- ・新型インフルエンザ対策特別措置法第８条６項に基づき、**議会及び二役（市長・副市長）への報告を実施**（R8.5.29）
- ・静岡市市民参画の推進に関する条例第９条第２項に基づき、パブリックコメント等の反映結果と、改定後計画の**市公式ホームページへの掲載、各区市政情報コーナーへの配架**（R8.6.11～） → **改定に関連する手続きについてはすべて終了**

２．行動計画記載の平時の取組の推進、計画内容の具体化

- ・行動計画に示す目標達成のための取組を順次進める。令和８年度は優先度の高い（課題の多い）、(1),(4),(12)を重点的に進める
- （１）実施体制 **【現状】** 静岡市危機管理指針の改定以降（コロナ禍中含む）、体制が不明確
【取組】 初動～対応期の庁内対応体制（対策本部）の具体的な人員や設置基準などについて協議・決定
- （４）情報提供・共有
リスクミ **【現状】** 市の行う情報発信の認知度不足、平時からの備えを進めるためのコンテンツ不足
【取組】 各施設での発信情報の周知増加、常設の感染症対策コンテンツ（HP、動画等）の検討・作成
- （12）物資 **【現状】** 具体的な備蓄基準がなく、コロナ禍で購入した備品も使用期限を迎えつつある
【取組】 感染症対策物資等（抗インフルエンザウイルス薬含む）の備蓄数量の策定、予算措置等

● 行動計画 Ⅰ：総論 第１章 第６節 市行動計画における対策項目等 より抜粋

対策項目	目標達成のための取組（平時を抜粋）	対策項目	目標達成のための取組（平時を抜粋）
（１）実施体制	・ 関係機関間の連携、人材の確保・育成、訓練の実施	（７）ワクチン	・ 医療機関や事業者、関係団体等とともに平時からの接種の具体的な体制や実施方法についての準備
（２）情報収集・分析	・ 効率的な情報の収集・分析や提供の体制の整備 ・ 定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保	（８）医療	・ 感染症医療の提供体制の整備と研修・訓練による体制強化
（３）サーベイランス	・ サーベイランス体制の構築やシステムの整備、感染症の発生動向の把握等のサーベイランスの実施	（９）治療薬・治療法	・ 研究開発体制の整備（国・県との連携） ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
（４）情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・ 情報提供・共有、双方向コミュニケーションの体制整備 ・ 市民等の感染症に対する意識の把握と、感染症危機に対する理解を深めるための啓発	（10）検査	・ 検査機器の維持及び検査物資・人材の確保
（５）水際対策	・ 検疫所との連携	（11）保健	・ 連携協議会の活用 ・ 情報収集体制や人員体制の構築、有事に優先的に取組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化
（６）まん延防止	・ （適時適切なリスク評価により、医療提供体制のひっ迫の恐れがある場合に必要と考えられる地域・期間等におけるまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施）	（12）物資	・ 感染症対策物資等の備蓄
		（13）市民生活・地域経済安定確保	・ 事業者・市民への準備の勧奨